

「神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則等の一部改正等（案）」に関する提出意見
及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和 6 年11月22日（金曜日）から令和 6 年12月21日（土曜日）まで

2 意見募集結果

(1) 意見提出件数

11 件（意見提出者数 4 人）

(2) 意見内容区分

区分		延べ件数
1	評価基準に関する意見	2
2	評価結果の公表に関する意見	1
3	報告事項に関する意見	5
4	現行制度の運用に関する意見	2
5	その他	1
合計		11

(3) 意見の反映状況

区分		延べ件数
A	規則等に反映させたもの	0
B	意見の趣旨がすでに規則等に盛り込まれているもの	4
C	今後の取組において参考にするもの	5
D	規則等に反映できないもの	2
E	その他	0
合計		11

整理 番号	意見内容 区分	意見要旨	意見反映 区分	県の考え方（案）
1	4	中小規模事業者による計画書の提出期日を、従前の「7月31日」から「9月30日」に延長するとあるが、特定大規模事業者についても計画書・報告書の提出期限を1～2か月程度延長することを検討してほしい。 7月31日は、省エネ法の定期報告書等の提出期限と重なっているほか、社内のCSRのためのCO2排出量検証を例年 6～7 月に実施しており、これらと同時並行で、異なる様式の県条例の計画書・報告書作成作業を進めるのはかなりの負担となっている。提出期限をずらすことで、事業者側の業務量の平準化につながると考える。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、今回の改正において、計画書等の記載内容の簡素化に加えて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の定期報告書とも出来るだけ整合するよう見直しを行っており、今後も、省エネ法の改正等に合わせて適宜様式を見直すなど、事務負担の軽減に努めてまいります。
2	4	事務負担軽減のため、横浜市及び川崎市の計画書等との様式の統合を検討してほしい。 例えば、横浜市及び川崎市を含む神奈川県内の全事業所の排出量を一つの計画書等で報告させ、評価はそれぞれの区域について行うなど。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、両市とは、計画書等の様式共通化等の事務負担軽減について、継続して協議しており、今後も連携して対応してまいります。
3	1	評価軸 1 「(ウ) 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る事項」の「使用電力量に占める再生可能エネルギー等の割合」において、電気事業者の残差メニューを使用している場合でも、省エネ法と同様、当該電気事業者の非化石電源構成を考慮した上で評価してほしい。	D	評価軸 1 「(ウ) 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る事項」では、再生可能エネルギーの利活用に特化した評価項目であるため、電気事業者の残差メニューは評価の対象外といたします。 一方、評価軸 1 「(ア)温室効果ガスの排出の量の削減及び当該量の削減に係る事項」では、電気事業者の残差メニューを使用している場合であっても、当該排出係数が低下した場合は、排出量削減率として評価します。

整理 番号	意見内容 区分	意見要旨	意見反映 区分	県の考え方（案）
4	2	評価結果を公表する際は、ボリュームゾーン以外の評価が付く場合は、事前に告知してほしい。 神奈川県ホームページで公開され、顧客や競合他社も知ることのできる情報となり、事前に社内に対応を検討しておきたい。	B	評価結果は、県ホームページで公表する前に、各事業者あてに個別に通知して意見を述べる機会を確保いたします。 なお、実績報告書への入力段階で、確定前の評価結果を様式内で確認できるようにする予定です。
5	1	評価軸1「(ウ) 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る事項」として、電気自動車の導入が評価対象となるのはおかしい。	D	神奈川県地球温暖化対策推進条例では、「再生可能エネルギー等」とは「再生可能エネルギー」及び「温室効果ガスの排出の量の削減に著しく寄与する機械器具」（電気自動車等）と定義しております。このため、本評価制度では運輸部門において、「再生可能エネルギー等」のうち電気自動車等を評価対象としています。
6	5	「事業活動温暖化対策指針」は、なぜ改正ではなく廃止なのか。一言で指針と言われた際にどの指針なのかわからなくなるだけで、むだな仕事の最たるものだ。 どうせ神奈川県に、脱炭素でなにかできるわけではないのだから、余計なことをして民間企業に負担をかけないでほしい。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、今回の改正では、改正範囲が多岐にわたるため、過去の先例を基に、廃止・新規の取扱いといたしました。 また、事業活動における脱炭素化を進めるために、県だけで出来ることは限られており、事業者による取組が大変重要です。そこで、県としてはこの評価制度の導入により、事業者の取組の後押しをしたいと考えております。
7	3	二酸化炭素のみならず、メタンなど6ガスも報告対象とすべき。	C	いただいた御意見については、県内の温室効果ガスの排出状況も踏まえて、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	3	排出量取引やJ-クレジットなどを含めたカーボン・プライシング制度についても導入及び参加に関する状況を報告させるようにしてほしい。	C	いただいた御意見については、国による排出量取引制度の検討状況も踏まえて、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度と同様、クレジット等の取得状況等を御報告いただき、排出量の算定時に考慮することができるといたします。
9	3	自然エネルギーを利用した100%カーボンフリーな再生可能エネルギー由来電力及び9都県市の共同購入による買電についても報告させてほしい。	B	主たる業種が産業部門又は業務部門に該当する事業者については、再生可能エネルギー由来電力等の利用又は導入の状況について御報告いただき、評価することとしております。
10	3	省エネ法との二重規制にならぬよう、重複する報告事項を簡素化して、行政による重複評価は回避してほしい。	B	本県の計画書制度における評価項目は、本制度の目的の達成に必要な最小限な項目を設定しており、他法令と出来るだけ重複しないよう配慮しています。
11	3	脱炭素社会の実現に向けた事業者のデコ活についても、参画及び取組状況などを報告させてほしい。	B	デコ活等の取組については、現行制度と同様に、「地域の地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項」において任意に御報告いただくことを想定しています。